

くまもと政令市Q&A

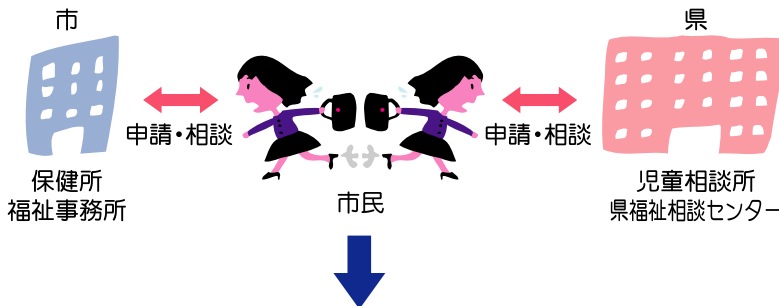
3.政令市のメリット(2) 福祉や教育はどう変わるの?

Q 保健・福祉のサービスはどのように変わるの?

A 身近な市の施設でより多くの充実したサービスが受けられるようになります。
 現在、中核市である熊本市においては、福祉事務所・保健所等で多くの保健福祉サービスが提供されています。さらに、政令市に移行すると、児童福祉や障害者福祉に関する権限が県から移譲され、保健福祉分野での住民サービスのほとんどが市において提供できるようになり、市民の目線に立った、スピーディーな対応が期待されます。

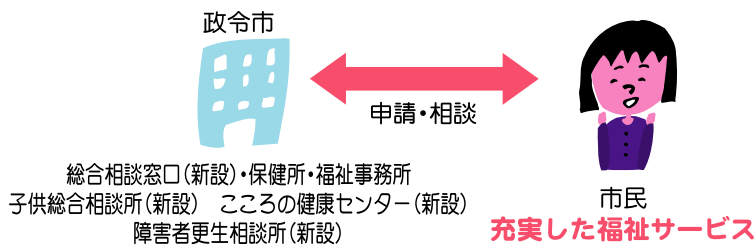
◎現在

内容によって申請・相談先が異なる



◎政令市になると(岡山市の例)

申請・相談がワンストップサービスに!



Q 教育はどのように変わるの?

A 市の特色に応じた個性豊かな教育サポートができるようになります。
 県から市へ小中学校教員の人事に関する権限が移ります。そのため、地域に即した採用・配置が可能になり、市の特色に応じた個性豊かな教育サポートができるようになります。
 また、各学校の抱える問題や指導力の向上に対しても研修が充実し、教育の質が向上することも期待されます。

具体的には

- ・小中学校教員の採用
- ・小中学校教員の人事異動・配置
- ・子供達の相談に応じるスクールカウンセラーの設置

といったことが市の権限となります。



もっと詳しく!

■政令市に移される主な事務

保健・福祉	精神保健福祉センターの設置	心の健康に関する各種相談等を行う精神保健福祉センターを設置します。
	療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行	精神または知的に障がいのある方が各種支援を受けるために必要な、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を発行します。
教育	小中学校教職員の任免等	市立小・中学校の教職員の任免や給与の決定をします。
まちづくり	国・県道の管理	国道3号・57号・208号を除く国道、県道を管理します。
	都市計画の決定	ほとんどの都市計画決定ができるようになります。(市街化区域、市街化調整区域の区域区分(線引き)等を除く)

■県の関与が少なくなる

県の監督を受ける必要がなくなったり、直接国とやりとりができるようになり、より自主的でスムーズな事務処理ができるようになります。

(例)

- 児童福祉や障がい者自立支援に関する事務
- 社会福祉事業に関する事務
- 土地区画整理事業に関する事務
- 身体障がい者の福祉に関する事務
- 生活保護に関する事務
- 地方交付税に関する事務